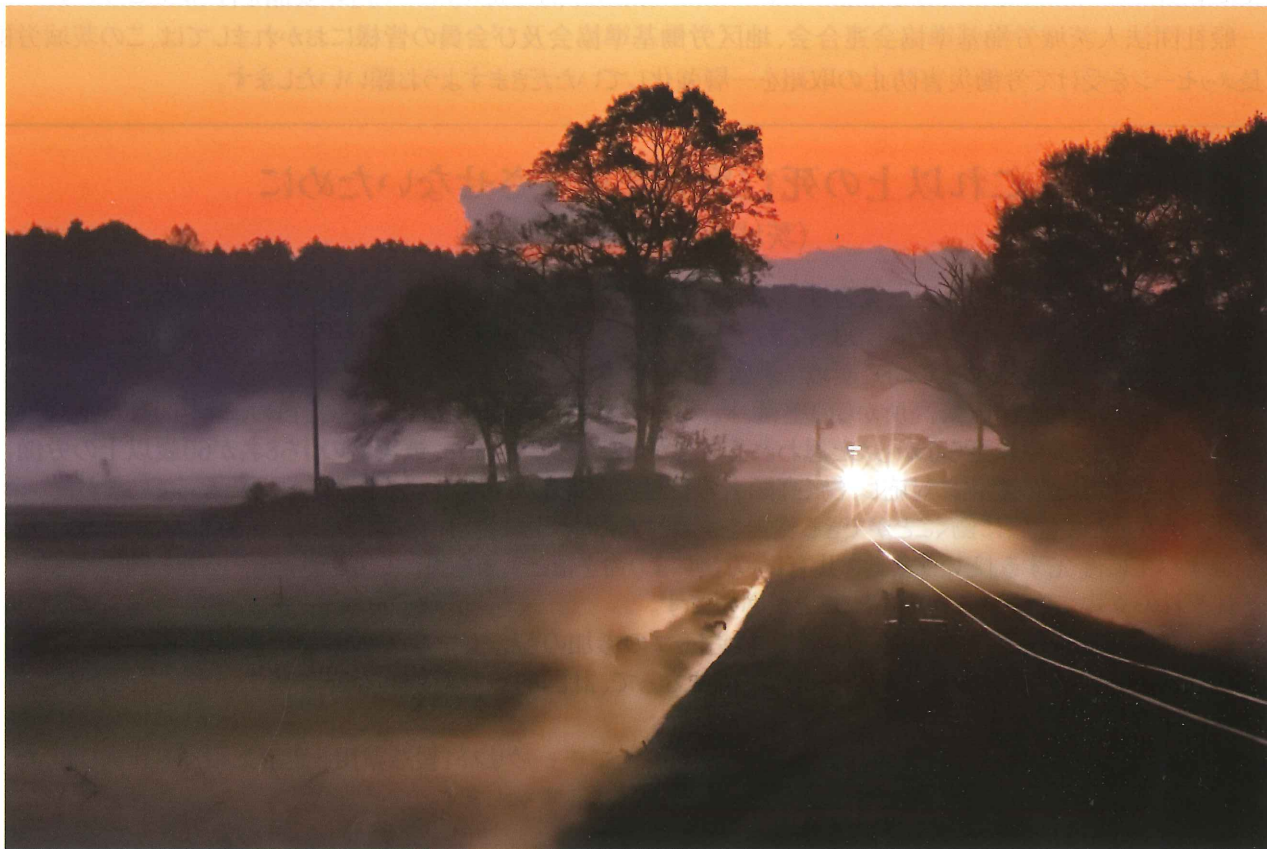


# いばらき労働基準

発行所 一般社団法人 茨城労働基準協会連合会  
 水戸市桜川 2-2-35 茨城県産業会館内  
 ☎ 029-225-8881  
<http://www.roukiren-ibaraki.or.jp>  
 発行人 橋本篤弘  
 制作 茨城弘報(株)  
 定価 一部 120円  
 (会員の購読料は会費の中に含む)

NOVEMBER 2021  
 VOL.640

# 11



朝もやを走る(ひたちなか市)

写真提供者：ひたちなか市 櫻井 志好 氏

## ●2021 11月号 CONTENTS●

「これ以上の死亡災害を発生させないために」

- (茨城労働局長メッセージ).....2
- 毎年11月は「過労死等防止啓発月間」です。
- 同月間に「過重労働解消キャンペーン」を実施します...4
- 過重労働解消のためのセミナーを開催します.....6
- 石綿(アスベスト)関連規制が改正されました.....7
- 認定制度を活用して、自社の魅力度UP↑しませんか?.....8
- 女性活躍推進法 及び労働施策総合推進法(パワハラ対策)等  
「予約制個別相談会」実施中!.....10

- 「財形貯蓄」を導入して、福利厚生を充実させませんか?...11
- 令和3年度 茨城県産業安全衛生大会が開催されました.....12
- 講習会のご案内.....13
- 茨城産業保健総合支援センターからのお知らせ.....14
- 家内労働(内職)の委託者の皆様へ.....15
- 県内の労働災害発生状況速報.....15
- 令和3年死亡災害発生状況.....15
- 茨城県 最低賃金.....16

# 「これ以上の死亡災害を発生させないために」 (茨城労働局長メッセージ)

茨城労働局労働基準部健康安全課

茨城労働局(局長 下角 圭司)では、第13次労働災害防止推進計画(計画期間:2018年4月1日~2023年3月31日)の4年目を迎えた本年8月末現在の休業4日以上全産業の死傷者数が1,984人で16.2%の増加、死亡者数は昨年1年間の死亡者数18人を超える19人の尊い命が失われていることから、県内の労働災害防止団体等に対し、局長による「これ以上の死亡災害を発生させないために(茨城労働局長メッセージ)」の要請を行ったところです。

一般社団法人茨城労働基準協会連合会、地区労働基準協会及び会員の皆様におかれましては、この茨城労働局長メッセージを受けて労働災害防止の取組を一層強化していただきますようお願いいたします。

## これ以上の死亡災害を発生させないために

(茨城労働局長メッセージ)

今年の茨城県下における死亡災害は、現時点で19名にのぼり、既に昨年1年間の総人数を超える尊い命が失われているという厳しい状況にあります。また、休業4日以上死傷者数も、8月末日現在で1,984名と、昨年同時期と比較し277名も増加しており、極めて憂慮すべき事態となっています。

死亡災害の態様としては、高所からの墜落、機械へのはさまれ・巻き込まれが半数を占め、基本的な安全対策を講じていれば、発生に至らなかったと思われる災害がほとんどです。また、被災者のうち8名が60歳以上の労働者であり、就業構造の変化に対応し、働く高齢者の特性に配慮した職場づくりも喫緊の課題となっています。

誰もが安心して健康に働くことができる職場を実現するためには、経営トップをはじめとする関係者全員が「安全はすべてに優先する」という意識を共有し、労働により命を落とす人を決して出さない、という強い決意をもち、それぞれの立場で責任ある行動をとることが必要です。

具体的には、それぞれの事業場において、経営トップの参加のもと、安全衛生活動の総点検を実施するなどにより、安全衛生管理体制を確立させ、労使が一体となって、計画的かつ継続的な安全衛生活動に取り組むことが重要です。

つきましては、最近の死亡災害の発生原因を分析した上でチェックリスト(製造業用と建設業用)を作成しましたので、これを活用の上、下記の取組を実施していただくようお願いいたします。

### 記

- 1 経営トップ参加の下に職場の安全パトロールを実施するなど、職場内における安全衛生活動の総点検を実施すること。
- 2 安全管理者等の選任義務がない事業場においても、安全の担当者(安全推進者)を配置するなど、事業場の安全衛生管理体制を充実させること。
- 3 作業内容変更時や雇入れ時の教育を徹底する等、効果的な安全衛生教育を実施すること。
- 4 4S活動(整理、整頓、清潔、清掃)、危険予知、ヒヤリ・ハット活動、危険の「見える化」などの日常的な安全衛生活動を活性化させること。
- 5 防護柵の設置、修理・点検時における機械停止の徹底、手すり等の墜落防止措置や墜落制止器具の使用の徹底、高所等から部材等の落下を防ぐ設備(幅木や防網)や立入禁止区域を設定するなど、飛来・落下防止対策を徹底すること。
- 6 60歳以上の高年齢労働者が安全に働けるよう、「エイジフレンドリーガイドライン」に基づく職場環境改善に取り組むこと。

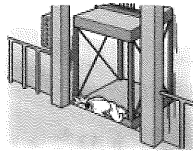
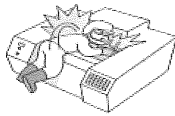
令和3年9月30日

茨城労働局長 下角 圭司

## 製造業の労働災害を防止しましょう！

令和3年9月29日現在において、製造業の労働災害による死亡者数は3人になり、昨年同期より2名増加しています。製造業では、点検作業中にベルトコンベヤーにはさまれたり、荷物昇降機に製品を乗せる作業中に機器部分にはさまれたり、工場内の物置の設置作業中に壁から転落するなどの死亡災害が発生しています。

これらの死亡災害の多くは、機械の電源を切らずに機械にはさまれる危険箇所に入ってしまったり、ローリングタワー等の安定した作業床を使用しないといった安全ルールを無視した不安全な行動が原因となっています。



(注)イラストの出具元: 職場のあんげんサイト

### 主な労働災害防止対策

- 1 機械装置の清掃・修理作業を行う時は、必ず機械の電源を切りましょう。やむを得ず、危険箇所へ身体の一部等を入れる場合には、機械を完全に停止させ、操作盤にその旨を表示する等により、不意に作動することがないようにしましょう。
- 2 フォークリフトで作業を行う時は、フォークリフトの爪を足場代わりに使ったり、労働者の昇降に使用するなどはやめましょう。また、墜落制止用器具の取付設備がある場合には、墜落制止用器具を着用して安全に作業を行うようにしましょう。
- 3 通常作業及び清掃時等の非常作業について、安全な作業手順を作成し、機械を使用する作業員全員に手順書を配布するなど、安全教育を行いましょ。
- 4 つり上げた荷が落下する危険性があるつり荷の下などの危険箇所には、立ち入らないようにしましょう。
- 5 高さが2メートル以上の場所で作業する時は、保護帽や墜落制止用器具を着用して、高所からの墜落・転落災害を防止しましょう。

裏面のチェックリストを活用して職場の安全点検を実施してください。

## あなたの職場は大丈夫？危険がないかチェックしてみましょう

チェック項目 (できている場合にチェックしてください)		<input checked="" type="checkbox"/>
1	安全衛生の担当者を選任していますか。 (安全管理者、衛生管理者、安全衛生推進者など)	<input type="checkbox"/>
2	機械・設備の清掃や修理作業などを行うときに、機械の電源を切っていますか。	<input type="checkbox"/>
3	やむを得ず、危険箇所へ身体の一部等を入れる場合に、機械を完全に停止させた操作盤にその旨を表示する等により、不意に作動することがないようにしていますか。	<input type="checkbox"/>
4	フォークリフトで作業を行うときに、フォークリフトの爪(フォークに差し込んだパレットを含む)を足場代わりに使っていませんか。	<input type="checkbox"/>
5	クレーン等で作業を行うときに、つり上げた荷が落下する危険性がある荷の下などの箇所には立ち入っていませんか。	<input type="checkbox"/>
6	高さが2メートル以上の開口部等の場所で作業を行うときに墜落制止用器具(安全帯)などを使用していますか。	<input type="checkbox"/>
7	安全衛生教育を実施していますか。 (雇入れ時又は作業内容を変更した時など)	<input type="checkbox"/>
8	通常作業及び清掃時等の非常作業について、安全な作業手順を作成し、作業員全員に周知していますか。	<input type="checkbox"/>
9	機械・設備が安全に使用できるように点検・修理等を実施していますか。	<input type="checkbox"/>
10	免許を受けたり、技能講習を修了することが必要な業務に、無資格のままに従事させていませんか。	<input type="checkbox"/>

(点検実施日 年 月 日)

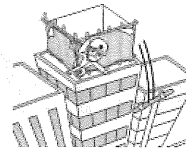
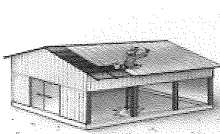
厚生労働省・茨城労働局・各労働基準監督署

2021.9

## 建設業の労働災害を防止しましょう！

令和3年9月29日現在において、建設業の労働災害による死亡者数は7人になり、前年同時期(3名)の2.3倍となっています。建設業では、スレート屋根から墜落・転落したり、足場組立中に落下してきた鉄パイプに当たったり、解体作業中に落下してきたエレベーターのカウンターウエイトに当たるなどの死亡災害が発生しており、各現場に応じた安全管理の徹底が求められるところです。

これらの死亡災害の多くは、高さ85センチ以上の手すり等を設置していない、墜落制止用器具を正しく着用していない、高所等から飛来・落下を防止するための防網(安全ネット)等を設置していないなどの安全対策の不備やルールを無視した不安全な行動などが原因となっています。



(注)イラストの出具元: 職場のあんげんサイト

### 主な労働災害防止対策

- 1 高さ2メートル以上の作業箇所には、40センチ以上の作業床を設け、高さ85センチ以上の手すり、中さん等を設置して安全に作業しましょう。
- 2 スレート等の屋根上では、幅30センチ以上の踏み板や墜落防止のネットを張るなどの対策を行いましょ。
- 3 高所等で作業を行うときは、物体の飛来、落下を防止する設備や防網(安全ネット)、立入禁止区域を設定するなどの対策をして安全に作業をしましょ。
- 4 建設機械の作業範囲内に作業員を立ち入らせないようにしましょ。やむを得ず、作業員を立ち入らせる場合は、誘導員を配置しましょ。
- 5 掘削用機械を用いて作業を行う時は、地盤の前壊を防止する鉄板を敷くなど、作業に応じた安全な作業計画を定め、安全に作業を行うようにしましょう。
- 6 クレーン機能付きの建設機械で荷のつり上げを行う時は、小型移動式クレーン等の資格を持った有資格者に操作を行わせ、クレーンモードに切り替えて、定格荷重を超えないようにしましょう。

裏面のチェックリストを活用して職場の安全点検を実施してください。

## あなたの職場は大丈夫？危険がないかチェックしてみましょう

チェック項目 (できている場合にチェックしてください)		<input checked="" type="checkbox"/>
1	高さが2メートル以上の場所で作業を行うときに、幅40センチ以上の作業床、高さ85センチ以上の手すり、中さん等を設置していますか。	<input type="checkbox"/>
2	スレート等の屋根上で作業を行うときに、幅30センチ以上の踏み板や墜落防止のネットを張るなどの対策をしていますか。	<input type="checkbox"/>
3	高さが2メートル以上の場所で作業を行うときに、開口部への囲いや墜落制止用器具(安全帯)などを使用していますか。	<input type="checkbox"/>
4	高所等で作業を行うときに、物体の飛来、落下を防止する設備や防網(安全ネット)、立入禁止区域を設定するなどの対策をしていますか。	<input type="checkbox"/>
5	建設機械やクレーン等を使用するときに、周囲の作業員と接触しないために柵等による作業半径内の立入禁止や誘導員を配置するなどの措置を行っていますか。	<input type="checkbox"/>
6	建設機械で作業するときに、作業等する進行範囲に敷き鉄板を敷く等の地盤の沈下を防止するなどの措置を行っていますか。	<input type="checkbox"/>
7	建設機械で作業するときに、掘削箇所周辺の地質の状況、埋設物等の有無の調査を行い、その結果をもとにした安全な作業計画を作成し、作業員全員に周知していますか。	<input type="checkbox"/>
8	クレーン機能付きの建設機械で荷のつり上げを行うときに、小型移動式クレーン等の資格を持った有資格者に操作を行わせ、定格荷重を超えないようにクレーンモードで作業していますか。	<input type="checkbox"/>
9	はしごや脚立等を使用するときは、はしごの上部、下部の固定状況等の確認や転位防止、開き角度を75度以下にするなどの措置を行っていますか。	<input type="checkbox"/>
10	免許を受けたり、技能講習を修了することが必要な業務に、無資格のままに従事させていませんか。	<input type="checkbox"/>

(点検実施日 年 月 日)

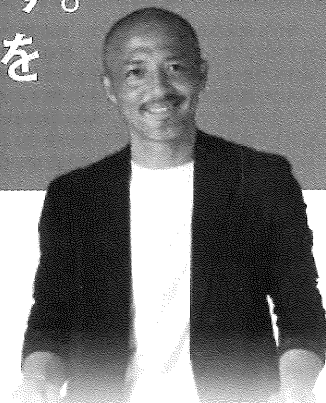
厚生労働省・茨城労働局・各労働基準監督署

2021.9

問い合わせ先 茨城労働局労働基準部健康安全課 (TEL 029-224-6215)

## 目指すゴールは、過重労働ゼロ！

毎年11月は「過労死等防止啓発月間」です。  
同月間に「過重労働解消キャンペーン」を実施します。



茨城労働局監督課

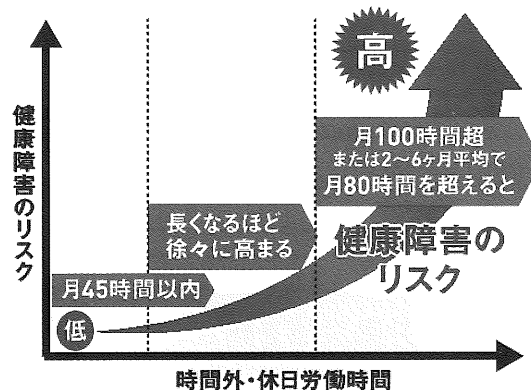
平成26年11月に施行された「過労死等防止対策推進法」において、11月は「過労死等防止啓発月間」とされています。このため、厚生労働省では、同月間において、過労死等の一つの要因である長時間労働の削減等、過重労働解消に向けた集中的な周知・啓発等の取組を行う「過重労働解消キャンペーン」を実施します。

### 労働時間等の現状

労働時間の現状をみると、週の労働時間が60時間以上の労働者の割合は近年低下傾向であるものの、1割弱で推移しており、いまだ長時間労働の実態がみられます。また、脳・心臓疾患に係る労災支給決定件数についても依然として高い水準で推移するなど、過重労働による健康障害も多い状況にあるほか、割増賃金の不払に係る労働基準法違反も後を絶たないところです。

### 過重労働と健康障害の関連性

長時間にわたる過重な労働は疲労の蓄積をもたらす最も重要な要因です。具体的には、時間外・休日労働が月45時間を超えて長くなるほど、業務と脳・心臓疾患の発症との関連性が強まります。



上の図は、労災補償に係る脳・心臓疾患の労災認定基準の考え方の基礎となった医学的検討結果を踏まえたものです。

過重労働による健康障害等を防止するためにも、  
労働時間を適正に把握※1し、次の措置を講じましょう。

NEXT PAGE

厚生労働省では、過重労働解消キャンペーン期間中に、次の取組を行います。

#### 1. 労使の主体的な取組を促します。

使用者団体や労働組合に対し、長時間労働削減に向けた取組に関する周知・啓発などの実施についての協力要請を行います。

#### 2. 労働局長によるベストプラクティス企業への職場訪問を実施します。

都道府県労働局長が管内の企業を訪問し、当該企業の長時間労働削減に向けた積極的な取組事例を収集・紹介します。

#### 3. 重点監督を実施します。

①長時間にわたる過重な労働による過労死等に係る労災請求が行われた事業場等、②離職率が極端に高い等、若者の「使い捨て」が疑われる企業等への監督指導を行います。

#### 4. 「特別労働相談」を実施します。

「過重労働解消相談ダイヤル」(無料)を全国一斉に実施し、過重労働をはじめとした労働条件全般にわたり、都道府県労働局の担当官が相談に対応します。

実施日時: 令和3年11月6日(土) 9:00~17:00

なくしましょう 長い残業  
0120-794-713

# 過重労働による健康障害を防止するために<sup>※2</sup>



## ①時間外・休日労働時間を削減しましょう。

- 労働基準法が改正され、法律上、時間外労働の上限は原則として月45時間・年360時間となり、臨時的な特別の事情がなければこれを超えることができなくなりました。(注1)  
臨時的な特別の事情があって労使が合意する場合(特別条項)でも、法律に定める上限を守らなければなりません。
- 時間外労働は本来臨時的な場合に行われるものであること等を踏まえ、36協定(時間外労働・休日労働に関する協定)の締結に当たっては、労働者の代表(労働者の過半数で組織する労働組合又は労働者の過半数を代表する者)とともに、その内容が指針(注2)に適合したものとなるようにしてください。

(注1)建設事業、自動車運転の業務など、特定の事業・業務については、上限規制の適用が猶予・除外されています。

(注2)「労働基準法第36条第1項の協定で定める労働時間の延長及び休日の労働について留意すべき事項等に関する指針」(平成30年9月、厚生労働省)

## ②年次有給休暇の取得を促進しましょう。

労働基準法が改正され、年5日の年次有給休暇(以下「年休」という。)を確実に取得させることが必要となっていますが、これは最低基準です。労働者に付与された年休は本来、すべて取得されるべきものです。年休を取得しやすい職場環境づくり、年休の計画的付与制度の活用等により年休の取得促進を図りましょう。

## ③労働者の健康管理に係る措置を徹底しましょう。

- 健康管理体制を整備するとともに、健康診断を実施しましょう。
- 長時間にわたる時間外・休日労働を行った労働者に対する面接指導等を実施しましょう。
- 労働安全衛生法が改正され、面接指導の対象が、「時間外・休日労働時間が1か月当たり80時間を超え、かつ疲労の蓄積が認められる者」に拡大されています。

### 賃金不払残業を解消するために<sup>※3</sup>

1	2	3
職場風土を改革しましょう。	適正に労働時間の管理を行うためのシステムを整備しましょう。	労働時間を適正に把握するための責任体制を明確化しチェック体制を整備しましょう。

※1「労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関するガイドライン」(平成29年1月、厚生労働省)

※2「過重労働による健康障害を防止するため事業者が講ずべき措置」(令和2年4月、厚生労働省)

※3「賃金不払残業の解消を図るために講ずべき措置等に関する指針」(平成15年5月、厚生労働省)

以下の窓口でも労働相談や情報提供を受け付けています。

**10月31日(日)から11月6日(土)は、過重労働相談受付集中週間です。**

■都道府県労働局または労働基準監督署(開庁時間/平日8:30~17:15)

■労働条件相談ほっとライン(厚生労働省委託事業) **0120-811-610** 月~金 17:00~22:00  
土日・祝日 9:00~21:00

過労死をゼロにし、健康で充実して働き続けることのできる社会へ

## 過労死等防止対策推進シンポジウムを開催します!

**参加  
無料**  
事前申込

日時

**2021年11月18日(木)**  
13:30~15:30(受付13:00~)

会場

**つくば国際会議場 多目的ホール**  
(茨城県つくば市竹園2-20-3)

[基調講演]

**「メンタルヘルスと働き方改革」**

山本 勲 氏(慶應義塾大学商学部 教授)

参加のお申込みは、以下のホームページをご覧ください。

<https://www.p-unique.co.jp/karoushiboushisympo/>

\*本誌10月号にも過労死等防止対策推進シンポジウムの詳細を掲載しています。

# 過重労働解消のためのセミナーを開催します

茨城労働局監督課

近年、長時間労働を是正するための法整備等が進められてきましたが、更なる過重労働防止対策の推進が求められています。

このような社会的課題を背景に、厚生労働省では、過重労働防止に向けた企業の取組を促進することを目的に、長時間労働抑制のために必要な知識やノウハウを習得するためのセミナー（オンラインセミナー、会場開催セミナー、個別開催セミナー）を委託事業により開催します。

セミナーのお申込み、お問い合わせは、下記過重労働解消のためのセミナー事務局までお願いします。

## 1 オンラインセミナー（9/1から12/14まで計55回開催）

ウェブ会議システムZoomを使用しての開催になりますので、パソコンだけでなくスマートフォンやタブレットからも参加できます。自宅や会社などお好きな場所から参加できます。

## 2 会場開催セミナー（札幌、東京、名古屋、大阪、福岡の5都市で開催）

労働法令だけではなく、経済法（独占禁止法、下請法）等の視点からも働き方改革を解説します。

◆新型コロナウイルス感染防止のため、会場ごとに参加人数を制限させていただきますのでご了承ください。

## 3 個別開催セミナー（随時開催）

各事業場に講師を派遣し、セミナーの個別開催を実施します。

ご希望に応じて、オンライン開催にも対応しますので、詳細については下記事務局にお問い合わせください。

### <過重労働解消のためのセミナープログラム>

☆参加費・テキスト無料。

☆以下の内容で、過重労働解消対策のヒントや法令の知識が学べます。

- 「過重労働」の現状と企業経営に与える影響
- 知っておくべき労働時間等に関する基準
- 長時間労働対策に必要な「関連法令」
- ストレスチェック制度とは
- 事業主等に求められる措置
- 実施すべき取組と防止対策の具体例
- 職場のパワー・ハラスメント対策
- 陥りがちな違法行為、裁判事例 など

厚生労働省 令和3年度 厚生労働省委託事業

働き方へ。働きたくなくなる、

参加費無料  
事前予約制  
(先着順)

働き過ぎない社会をめざして

過重労働解消のためのセミナー

### <お申し込み・お問い合わせ>

#### 過重労働解消のためのセミナー事務局（株式会社東京リーガルマインド内）

〒164-0001 東京都中野区中野4-11-10 アーバンネット中野ビル  
 TEL: 03-5913-6085（平日10:00～17:00） FAX: 03-5913-6409  
 Mail: kajyu-seminar@lec.co.jp  
 専用webサイト <https://kajyu-kaisyou-lec.com>

建築物等の解体等事業者、事前調査を行う事業者の皆様へ

## 石綿(アスベスト)関連規制が改正されました

建築物(建築設備を含む)の  
解体・改修工事を行う際<sup>※1</sup>は、  
資格者等による事前調査<sup>※2</sup>の  
実施が義務付けられます。



### 事前調査を行うことができる者

- ① 特定建築物石綿含有建材調査者(特定調査者)
- ② 一般建築物石綿含有建材調査者(一般調査者)
- ③ 一戸建て等石綿含有建材調査者(一戸建て等調査者)<sup>※3</sup>
- ④ 令和5年9月30日以前に(一社)日本アスベスト調査診断協会に登録され、事前調査を行う時点においても引き続き登録されている者。



資格者等による調査の義務付けは、令和5年10月1日から施行されます。

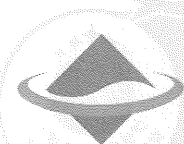
※事前調査自体は令和5年9月以前でも行う必要があります。

建築物(建築設備を含む)の解体・改修工事を行う事業者や事前調査を請負う事業者は計画的に資格者の育成を進めてください。

※1 解体工事のほか、建築物の模様替・修繕等の改修工事、建築設備の取付・取外し・修理等の工事も含まれます。

※2 石綿含有建材が使用されているか否かを確認するための調査であり、設計図書等の書面調査と現地での目視調査の両方を行う必要があります。それでも明らかにならなかった場合、分析による調査を行うか使用しているものとみなすことになります。

※3 一戸建て等調査者は一戸建て住宅や共同住宅の住戸の内部のみ事前調査を行うことができます。



環境省

Ministry of the Environment

水・大気環境局 大気環境課

〒100-8975 東京都千代田区霞が関1-2-2 中央合同庁舎5号館

TEL 03-3581-3351(代表) 内線6536 FAX 03-3580-7173

<http://www.env.go.jp/>

問い合わせ先 茨城労働局労働基準部健康安全課(TEL 029-224-6215)

事業主の  
皆さま!

# 認定制度を活用して、 自社の魅力度UP↑しませんか?

労働局には5つの認定制度があり、法律に定める一定の要件を満たせば、業種や企業規模に関わらず、申請することができます!

～認定を受けると、こんなに**メリット**があります!!～

- ▶ 認定の証である「認定マーク」で認定企業であることを**対外的にPR!**
- ▶ **企業イメージアップ↑**
- ▶ **優秀な人材の採用&定着!**
- ▶ 調達における**一般競争入札**で**加点評価**されます。 ※メリットは一例です

## 若者応援!「ユースエール認定」



若者の採用・育成に積極的で雇用管理状況などが優良な中小企業を認定する制度です。  
【問合せ先】 職業安定課 ☎029-224-6218

NEW!



## 障害者雇用応援!「もにす認定」

障害者の雇用の促進及び雇用の安定に関する取組の実施状況などが優良な中小企業を認定する制度が令和2年4月よりできました!  
【問合せ先】 職業対策課 ☎029-224-6219

## 安全衛生優良企業認定



労働者の安全や健康を確保するための対策に積極的に取り組み、高い安全水準を維持・改善している企業を認定する制度です。  
【問合せ先】 健康安全課 ☎029-224-6215

## 子育てサポート!「くるみん認定」



両立支援制度の導入や利用が進んでいる企業を「子育てサポート企業」として認定する制度です。  
また、くるみん認定を既に受け、より進んだ取組を行っている企業については、プラチナくるみん認定制度があります。  
【問合せ先】 雇用環境・均等室 ☎029-277-8295



## 女性活躍!「えるぼし認定」



女性の活躍促進に関する状況等が優良な企業として認定する制度です。認定は、基準を満たす項目数に応じて3段階あります。  
また、えるぼし認定を既に受け、取組の実施状況が特に優良な企業を認定する、プラチナえるぼし認定制度が令和2年6月よりできました!  
【問合せ先】 雇用環境・均等室 ☎029-277-8295

NEW!



厚生労働省・茨城労働局

URL <https://jsite.mhlw.go.jp/ibaraki-roudoukyoku/home.html>





認定企業一覧

ユースエール認定企業		
企業名	業種	市町村
株式会社武井工業所	製造業	石岡市
ペンギンシステム株式会社	情報通信業	つくば市
株式会社エスディーエル	情報通信業	ひたちなか市
大洋電機産業株式会社	製造業	阿見町
社会福祉法人盡誠会	医療、福祉	稲敷市
日本放射線エンジニアリング株式会社	製造業	日立市
東興機械工業株式会社	サービス業	東海村
社会福祉法人愛信会	医療、福祉	土浦市

くるみん認定		
企業名	業種	市町村
株式会社カスミ	卸売業、小売業	つくば市
株式会社ケースホールディングス	卸売業、小売業	水戸市
いばらきコープ生活協同組合	複合サービス事業	小美玉市
株式会社筑波銀行	金融業、保険業	土浦市
国立研究開発法人物質・材料研究機構	学術研究、専門・技術サービス業	つくば市
関彰商事株式会社	卸売業、小売業	筑西市
キャンノンセミコンダクターエキップメント株式会社	製造業	阿見町
国立研究開発法人日本原子力研究開発機構	学術研究、専門・技術サービス業	東海村
株式会社常陽銀行	金融業、保険業	水戸市
社会福祉法人泰仁会	医療、福祉	石岡市
社会福祉法人笠間市社会福祉協議会	医療、福祉	笠間市
社会福祉法人恵愛会	医療、福祉	つくば市
生活協同組合バルシステム茨城 栃木	複合サービス事業	水戸市
社会福祉法人征峯会	医療、福祉	筑西市
筑波乳業株式会社	製造業	石岡市
国立大学法人筑波大学	教育、学習支援業	つくば市
社会福祉法人芳香会	医療、福祉	古河市
キャンノン化成株式会社	製造業	つくば市
医療法人篤会	医療、福祉	ひたちなか市
キャンノンエコロジーインダストリー株式会社	製造業	坂東市
国立研究開発法人森林研究・整備機構	学術研究、専門・技術サービス業	つくば市
国立研究開発法人土木研究所	学術研究、専門・技術サービス業	つくば市
結城信用金庫	金融業、保険業	結城市
医療法人博仁会	医療、福祉	常陸大宮市
社会福祉法人勇成会	医療、福祉	水戸市
医療法人社団平仁会	医療、福祉	筑西市
水戸エンジニアリングサービス株式会社	製造業	ひたちなか市
社会福祉法人博友会	医療、福祉	常陸大宮市
茨城トヨペット株式会社	卸売業、小売業	水戸市
社会福祉法人木犀会	医療、福祉	笠間市
美野里デリカ株式会社	製造業	小美玉市
株式会社関西ケースデンキ	卸売業、小売業	水戸市
水戸信用金庫	金融、保険業	水戸市
株式会社いわい	卸売業、小売業	神栖市
株式会社九州ケースデンキ	卸売業、小売業	水戸市
マルチアドバンス株式会社	製造業	日立市
国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構	学術研究、専門・技術サービス業	つくば市
ペンギンシステム株式会社	情報通信業	つくば市
茨城県信用組合	金融業、保険業	水戸市

もにす認定		
企業名	業種	市町村
高浪化学株式会社	製造業	八千代町

目指してみませんか?

安全衛生優良企業認定		
企業名	業種	市町村
該当する企業はありません		

目指してみませんか?

プラチナえるぼし認定		
企業名	業種	市町村
該当する企業はありません		

えるぼし認定(茨城では全て「3段階目」での認定となっています)		
企業名	業種	市町村
株式会社常陽銀行	金融業、保険業	水戸市
株式会社カスミ	卸売業、小売業	つくば市
関彰商事株式会社	卸売業、小売業	筑西市
国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構	学術研究、専門・技術サービス業	つくば市
株式会社ケースホールディングス	卸売業、小売業	水戸市
株式会社茨城新聞社	情報通信業	水戸市
高橋興業株式会社	サービス業(他に分類されないもの)	土浦市
社会福祉法人征峯会	医療、福祉	筑西市
社会福祉法人山水苑	医療、福祉	日立市
日本ファブテック株式会社	製造業	取手市

プラチナくるみん認定		
企業名	業種	市町村
株式会社筑波銀行	金融業、保険業	つくば市
株式会社ケースホールディングス	卸売業、小売業	水戸市
株式会社カスミ	卸売業、小売業	つくば市
株式会社常陽銀行	金融業、保険業	水戸市
水戸信用金庫	金融業、保険業	水戸市
社会福祉法人征峯会	医療、福祉	筑西市
株式会社関西ケースデンキ	卸売業、小売業	水戸市

※業種は「日本標準産業分類」の大分類になります。  
 ※掲載は各制度認定した順での表記です。

# 女性活躍推進法 及び 労働施策総合推進法(パワハラ対策)等

ぜひ活用ください!  
解説動画も公開中!

# 「予約制個別相談会」実施中!

## 事業主のみならず、改正法への対応や準備はお済みですか?

- ▶「女性活躍推進法」101~300人企業に対して一般事業主行動計画の策定等義務化(令和4年4月1日)
- ▶「労働施策総合推進法」中小企業も措置義務の対象に!(令和4年4月1日)
- ▶「育児・介護休業法」育児休業等取得しやすい環境創設のため、各種制度が順次施行(令和4年4月1日~)
- ▶「パートタイム・有期雇用労働法」中小企業にも法が全面適用に!(令和3年4月1日)

~これら法改正に関する皆さまの疑問解消を目的として茨城労働局では相談会を実施いたします~  
(新型コロナウイルス感染症対策として、密な状態を避けるため、「予約制個別相談会」と致します。)

また、パートタイム・有期雇用労働法、働き方改革関連等の御相談につきましては、本相談会のほか、当局委託事業である「働き方改革推進支援センター」より専門家を**無料**で派遣することも可能です。

女性活躍推進法の  
行動計画の作り方を  
教えてほしい。

ハラスメント対策って  
何をすればいいの?



改正育児・介護休業法に  
ついて、何がどう変わるのか  
教えてほしい。

同一労働同一賃金って  
何をどうすればいい?



茨城労働局と  
「働き方改革推進  
支援センター」が  
皆さまの疑問を  
解消します!

### 女性活躍

#### 【女性活躍推進法】101人以上300人企業対象

- ①自社の女性の活躍に関する状況把握、課題分析
- ②一般事業主行動計画の策定、社内周知、公表
- ③一般事業主行動計画を策定した旨の届出
- ④女性の活躍に関する1項目以上の情報公開

~ご活用ください~  
解説動画も  
公開中!



①~④全て令和4年4月1日施行

### パワハラ 対策

#### 【労働施策総合推進法】中小企業にも拡大

パワーハラスメント防止のための  
雇用管理上の措置義務

大企業は令和2年6月1日施行、中小企業は令和4年4月施行

~ご活用ください~  
解説動画も  
公開中!



### 育児休業 介護休業

#### 【育児・介護休業法】

- ①育児休業を取得しやすい雇用環境整備及び労働者に対する  
個別の周知・意向確認の措置の義務付け
- ②有期雇用労働者の育児・介護休業取得要件の緩和
- ③子の出生直後の時期における柔軟な育児休業の枠組みの創設 等

①、②令和4年4月1日施行 ①、②以外の詳細は追って省令等により定められます。

~ご活用ください~  
解説動画も  
公開中!



### 同一労働 同一賃金

#### 【パートタイム・有期雇用労働法】

- ①不合理な待遇差の禁止
- ②労働者に対する待遇に関する説明義務の強化

令和3年4月1日全面施行

~ご活用ください~  
解説動画も  
公開中!



#### 【個別相談会等申込先・問い合わせ先】

茨城労働局 雇用環境・均等室

〒310-8511 水戸市宮町1-8-31 TEL 029-277-8295 FAX 029-224-6265

URL <https://jsite.mhlw.go.jp/ibaraki-roudoukyoku/home.html>

※「本相談会」や「働き方改革推進支援センター」の専門家派遣のご希望は  
茨城労働局HPに掲載している「申込書」により郵送またはFAXでお申し込みください!



こちらからも申込書を  
ダウンロードできます!

中小企業  
事業主の  
皆さまへ

# 「財形貯蓄」を導入して、 福利厚生を充実させませんか？

導入手続きは簡単！ 最寄りの金融機関にご相談ください。

中小企業で財形貯蓄を導入した場合、**メリット**があります！

## あなたの会社の魅力が、 格段にアップします

多くの企業が実施している財形貯蓄制度ですが、中小企業単独では全体の1/4のみ。  
福利厚生の充実、就職時の企業選択の大きなポイントになっています。  
福利厚生制度を1つでも多く導入することは、企業の魅力アップにつながります。

## 定着率アップや、 よりよい人材確保につながります。

財形貯蓄は、毎月コツコツと貯蓄ができるため、従業員に喜ばれる制度です。  
貯蓄習慣を得ることで人生設計が可能となり、安心感や意欲の向上にもつながります。『福利厚生の充実が定着率のアップにつながった』という企業もあります。

### 【財形貯蓄とは】

財形貯蓄※1は従業員の財産づくりを事業主と国が支援する制度です。毎月、事業主が、従業員の給与から一定額を天引きして金融機関に払い込むことで、従業員の財産形成を確実に行うことができます。また、老後資金や住宅取得を目的とした貯蓄の場合、その利子が非課税となる**税制上の優遇措置**も行われています。

この制度を導入するに当たっては、労働組合等との「天引預入協定」や、社内規定の整備、金融機関との手続きなどの事務が必要となります。

また、制度導入を機に、事業主が利子分を上乗せして従業員の財形口座に払い込んだり、従業員のための住宅ローン制度※2を導入することも可能ですので、従業員のモチベーションの向上にもつながるでしょう。**1人でも従業員を雇用していれば導入は可能です。**

※1 財形貯蓄は、昭和46年に制定された勤労者財産形成促進法に基づいて行われています。

使い道を限定しない一般財形貯蓄のほか、利子等が非課税となる財形年金貯蓄、財形住宅貯蓄があります。

※2 財形貯蓄利用者が利用できる公的住宅ローン【財形持家融資】です。

～福利厚生制度の充実のためにも、財形貯蓄の導入を検討してみたいはいかがですか？～

財形貯蓄の導入を検討するウェブページ

独立行政法人 勤労者退職金共済機構  
勤労者財産形成事業本部

勤労者退職金共済機構ウェブサイトへ

文字サイズ 小 中 大

財形制度について | 貯蓄・融資のご案内 | 個人の方へ | 法人・事業主の方へ | 手続き・導入について

法人・事業主の方へ

- 法人・事業主のトップ
- 財形制度導入の概要

ご意見・ご質問をお待ちしております

お電話でのご相談  
☎ 03-6731-2935  
受付時間  
平日 9:00 ~ 17:15

資料請求・ダウンロード  
ご意見・ご質問

社員思いの会社になる。  
財形は社員のしあわせを会社がサポートする制度です

詳しくは独立行政法人 勤労者退職金共済機構 勤労者財産形成事業本部のサイトをご覧ください。

財形制度についての概要やメリットなどのほか、各種お知らせを掲載しています。

<http://www.zaikei.taisyokukin.go.jp/zaikei.php>

財形制度



# 令和3年度 茨城県産業安全衛生大会が 開催されました。

第72回を迎えた全国労働衛生週間行事の一環として、労働災害の撲滅と職場の労働衛生管理水準の一層の向上を期して、令和3年度茨城県産業安全衛生大会が去る10月6日(水)、茨城県産業会館において県内6つの労働災害防止団体が主催し、茨城県、茨城労働局、(一社)茨城県経営者協会、日本労働組合総連合会茨城県連合会の後援、茨城産業保健総合支援センターの協賛をいただき開催されました。

例年は、安全衛生担当者以外の従業員や家族の皆様誰もが参加できる特別講演等の企画を設けて、幅広い参加を呼び掛けていましたが、本年度は昨年度に引き続き、新型コロナウイルス感染拡大の状況を踏まえて、事前に参加登録をお願いするなど感染症拡大防止対策を徹底し、一般参加を見合わせ規模を縮小し関係者に限って、また部屋を複数使用しての分散・中継による表彰式のみを実施いたしました。大会には、令和3年度安全衛生に係る表彰者を主に計74人の方々の参加をいただきました。

開会に先立ち、労働災害による殉職者の方々に哀悼の意を表して参加者全員による黙とうが行われました。その後、表彰式に移り、特に顕著な安全衛生活動を行っている事業場やこれまで安全衛生活動に功績のあった個人をたたえ、茨城労働局長及び各労働災害防止団体の長からの表彰状の授与が行われました。

ご来賓として茨城労働局下角局長様、田中労働基準部長様、土田健康安全課長様にご出席いただき、下角局長様からご祝辞を賜りました。また、茨城県大井川知事様、茨城県経営者協会寺門会長様、日本労働組合総連合会茨城県連合会内山会長様からメッセージを賜りました。

最後に、関係者が労働災害の防止と「安全」、「健康」、「快適」な職場づくりに全力を挙げて邁進することを誓う大会宣言案が読み上げられ、採択されて大会が終了しました。



# 講習会のご案内 (令和3年11月中旬~12月)

講習の種類		
開催日	開催場所	申込先
<b>技能講習</b>		
<b>有機溶剤作業主任者</b>		
11/18~19	(一社)龍ヶ崎労働基準協会 <small>(龍ヶ崎市)</small>	龍ヶ崎協会
11/18~19	鹿嶋勤労文化会館 <small>(鹿嶋市)</small>	鹿島協会
12/14~15	日立シビックセンター マーブル会議室 <small>(日立市)</small>	日立協会
12/16~17	ポリテクセンター茨城 <small>(常総市)</small>	常総協会
<b>乾燥設備作業主任者</b>		
11/17~19	ワークヒル土浦 <small>(土浦市)</small>	土浦・常総 龍ヶ崎協会
<b>ガス溶接</b>		
12/10~11	ワークヒル土浦 <small>(土浦市)</small>	土浦協会
<b>玉掛け</b>		
12/10~11・12	NC東日本コンクリート工業(株) <small>(筑西市)</small>	筑西協会
<b>プレス機械作業主任者</b>		
12/13~15	茨城県産業会館 <small>(水戸市)</small>	連合会
<b>フォークリフト運転(学科)</b>		
12/1	日立商工会議所会館 <small>(日立市)</small>	日立協会
12/1	鹿嶋勤労文化会館 <small>(鹿嶋市)</small>	鹿島協会
12/6	ポリテクセンター茨城 <small>(常総市)</small>	常総協会
12/6	(一社)龍ヶ崎労働基準協会 <small>(龍ヶ崎市)</small>	龍ヶ崎協会
12/7	ワークヒル土浦 <small>(土浦市)</small>	土浦協会
<b>小型移動式クレーン運転</b>		
11/15~16・17	茨城県産業会館 <small>(水戸市)</small>	連合会
<b>特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者</b>		
11/24~25	ワークヒル土浦 <small>(土浦市)</small>	土浦協会
12/2~3	日立シビックセンター マーブル会議室 <small>(日立市)</small>	日立協会
12/1~2	平成館 <small>(古河市)</small>	古河協会
12/2~3	鹿嶋勤労文化会館 <small>(鹿嶋市)</small>	鹿島協会
12/23~24	平成館 <small>(古河市)</small>	古河協会
<b>化学設備関係第一種圧力容器取扱作業主任者</b>		
11/24~26	鹿嶋勤労文化会館 <small>(鹿嶋市)</small>	鹿島協会
<b>特別教育・その他の講習</b>		
<b>アーク溶接等の業務</b>		
11/27~28	NC東日本コンクリート工業(株) <small>(筑西市)</small>	筑西協会
12/2~3	(一社)龍ヶ崎労働基準協会 <small>(龍ヶ崎市)</small>	龍ヶ崎・常総協会
<b>電気取扱業務(高圧)</b>		
12/21~22	中央安全衛生教育センター <small>(水戸市)</small>	水戸協会
<b>クレーン運転の業務(5トン未満)</b>		
11/16~17	鹿嶋勤労文化会館 <small>(鹿嶋市)</small>	鹿島協会
11/24・25・26	(一社)龍ヶ崎労働基準協会 <small>(龍ヶ崎市)</small>	龍ヶ崎協会
12/8~9	常陸太田市商工会館 <small>(常陸太田市)</small>	太田協会
12/10~11	ポリテクセンター茨城 <small>(常総市)</small>	常総協会

<b>産業用ロボットの教示・検査等の業務</b>		
11/16~17	(一社)龍ヶ崎労働基準協会 <small>(龍ヶ崎市)</small>	龍ヶ崎協会
11/18~19	中央安全衛生教育センター <small>(水戸市)</small>	水戸協会
<b>特定粉じん作業</b>		
12/6	茨城県トラック協会県西地区研修会館 <small>(筑西市)</small>	筑西協会
12/8	日立シビックセンター マーブル会議室 <small>(日立市)</small>	日立協会
<b>安全管理者能力向上教育</b>		
11/22	中央安全衛生教育センター <small>(水戸市)</small>	連合会
<b>職長能力向上教育(製造業)</b>		
12/6	茨城県産業会館研修室 <small>(水戸市)</small>	水戸協会
<b>職長教育</b>		
12/14~15	中央安全衛生教育センター <small>(水戸市)</small>	水戸協会
12/14~15	ワークヒル土浦 <small>(土浦市)</small>	土浦協会
12/16~17	鹿嶋勤労文化会館 <small>(鹿嶋市)</small>	鹿島協会
<b>職長・安全衛生責任者教育</b>		
11/17~18	日立シビックセンター マーブル会議室 <small>(日立市)</small>	日立協会
11/17~18	常陸太田市商工会館 <small>(常陸太田市)</small>	太田協会
11/29~30	(一社)龍ヶ崎労働基準協会 <small>(龍ヶ崎市)</small>	龍ヶ崎協会
<b>安全管理者選任時研修</b>		
12/16~17	中央安全衛生教育センター <small>(水戸市)</small>	連合会
<b>リスクアセスメント担当者研修(製造業等)</b>		
11/24	中央安全衛生教育センター <small>(水戸市)</small>	連合会
<b>保護具着用管理者研修</b>		
11/29	中央安全衛生教育センター <small>(水戸市)</small>	連合会
<b>KYTトレーナー研修会</b>		
12/2~3	中央安全衛生教育センター <small>(水戸市)</small>	連合会
<b>衛生推進者講習</b>		
12/13	中央安全衛生教育センター <small>(水戸市)</small>	連合会
<b>労働安全衛生基礎研修講座(KYT)</b>		
12/10	(一社)龍ヶ崎労働基準協会 <small>(龍ヶ崎市)</small>	龍ヶ崎協会
<b>フルハーネス型墜落制止用器具特別教育</b>		
11/30	鹿嶋勤労文化会館 <small>(鹿嶋市)</small>	鹿島協会

◎新型コロナウイルス感染症対策などにより予定が変わる場合がありますので、ご理解ご協力をお願いいたします。  
詳細については、当連合会ホームページ、または申込先の協会にお問い合わせ下さい。

連合会 ☎ 029-225-8881 FAX.029-227-4507  
 水戸 ☎ 029-233-6622 FAX.029-233-6626  
 日立 ☎ 0294-23-3431 FAX.0294-23-3461  
 土浦 ☎ 029-824-0324 FAX.029-824-0325  
 筑西 ☎ 0296-24-2796 FAX.0296-24-9303  
 古河 ☎ 0280-31-4176 FAX.0280-32-6116  
 太田 ☎ 0294-72-3489 FAX.0294-73-2716  
 常総 ☎ 0297-22-0949 FAX.0297-22-3537  
 龍ヶ崎 ☎ 0297-62-7923 FAX.0297-64-1498  
 鹿島 ☎ 0299-83-8440 FAX.0299-83-8478

# メンタルヘルス対策関係助成金

## 心の健康づくり計画助成金、ストレスチェック助成金

メンタルヘルス対策に取り組むことは、従業員とその家族の幸せを確保するだけでなく、働きやすい職場環境の実現等を通じて企業の生産性向上にもつながります。

助成金を活用してメンタルヘルス対策を始めてみませんか。ストレスチェックの集団分析・職場環境改善など、具体的なメンタルヘルス対策の取組は、産業保健総合支援センターの専門家の支援を活用して進めましょう。

### 心の健康づくり計画助成金の活用のポイント

メンタルヘルス対策促進員の助言・指導を受けて「心の健康づくり計画」を作成・実施した場合、助成金(一律10万円)が受けられます。

- ① メンタル対策促進員の支援を受けましょう
- ② 心の健康づくり計画を作成・実施しましょう

\*メンタルヘルス対策促進員とは、茨城産業保健総合支援センターのメンタルヘルス対策の専門スタッフであり、その活用は無料です。

### ストレスチェック助成金の活用のポイント

小規模事業場が、医師と契約してストレスチェックを実施した場合、助成金(1人につき500円、面接指導等1回につき最大21,500円)が受けられます。

- ① 医師と契約しましょう
- ② ストレスチェックを実施しましょう

▶助成金の詳しい内容は、労働者健康安全機構のホームページで御確認ください。

<https://www.johas.go.jp>

▶助成金のお問い合わせは、

**労働者健康安全機構 ☎0570-783046**

(9:00-12:00, 13:00-18:00、土日祝日を除く)

又は

**茨城産業保健総合支援センター ☎029-300-1221**

でお受けしています。

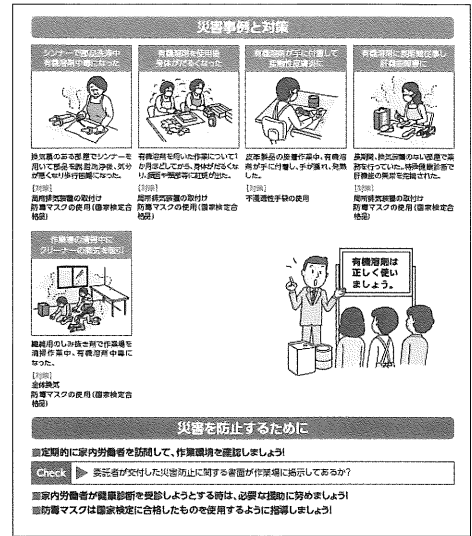
# 家内労働（内職）の委託者の皆様へ

厚生労働省が実施した家内労働（内職）に関する調査によると、委託者・家内労働者ともに、業務の危険有害性と、家内労働法上の安全衛生措置およびその他の災害防止対策について十分な認識を持たず、必ずしも積極的に災害防止に取り組んでいない現状が見受けられています。

このため、厚生労働省では、調査結果などを基に、作業ごとに対策や注意点を取りまとめた「災害防止対策ガイドブック（委託者用・家内労働者用）」、「好事例から学ぶ家内労働に関する安全衛生のポイント」を作成していますので、安全衛生の向上にお役立てください（厚生労働省ホームページからダウンロードできます）。

また、家内労働法の内容をまとめたパンフレット「家内労働のしおり」や伝票式の「家内労働手帳」もありますのでご利用ください。

**茨城労働局貸金室 TEL 029-224-6216**



▲「災害防止対策ガイドブック（委託者用）」の一例

## 県内の労働災害発生状況速報（令和3年9月末現在）

業種別	令和3年	前年同期	業種別	令和3年	前年同期	
計	(19) 2,304	(13) 1,987				
製造業	(3) 572	(1) 540	運輸交通業	(1) 284	(1) 266	
鉱業	(0) 4	(0) 8	貨物取扱業	(0) 35	(0) 37	
建設業	(7) 260	(4) 203	農林業	(0) 36	(1) 50	
内訳	土木	(1) 62	(2) 49	畜産水産業	(1) 99	(1) 101
	建築	(6) 157	(1) 112	商業	(3) 316	(1) 274
	その他	(0) 41	(1) 42	その他	(4) 698	(4) 508

(注) ( )内は、死亡者で内数

### 令和3年死亡災害発生状況

追加分

発生月 時間帯	職 年 種 齢 経 験 年 数	事業の種類	事故の型	災害の概要
			起因物	
7月 0～1時	事務員 50歳代 7年	銀行・信託業	その他 その他の 起因物	事業場内において新型コロナウイルス感染症に感染し、その後死亡した。

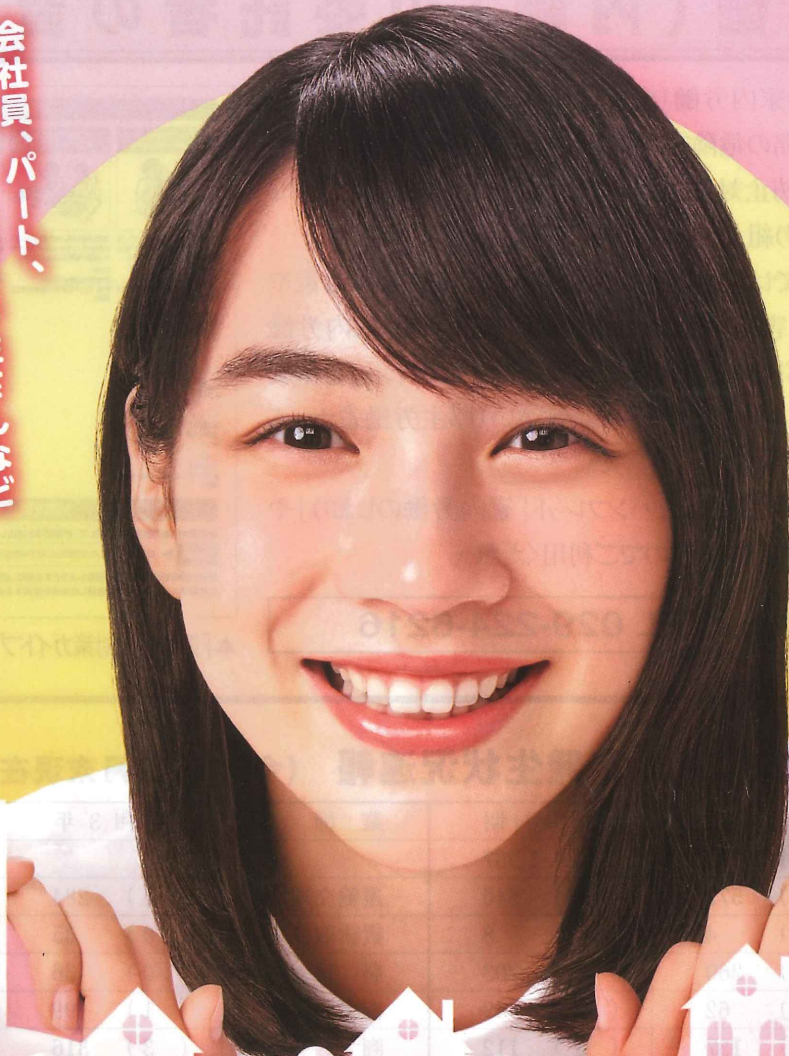
### 令和3年死亡災害発生状況

9月発生分

発生月 時間帯	職 年 種 齢 経 験 年 数	事業の種類	事故の型	災害の概要
			起因物	
9月 14～15時	作業員 20歳代 5年	その他の 建築工事業	激突され 荷姿の物	工場建設工事現場において、小型ボイラー（高さ約2.7メートル、重さ約3トン）を据え付けるため、架台に乗せ換えていたところ、当該小型ボイラーのバランスが崩れ横転し、被災者が下敷きになった。

みんなチエック!  
最低賃金。

会社員、パート、  
アルバイトの方、学生さんなど  
働くすべての人と  
雇う人のためのルールだよ。



茨城県 最低賃金

令和3年  
10月1日から  
[時間額]

879 円

28円  
UP

最低賃金とは、働くすべての人に  
賃金の最低額を保障する制度です。

WEBで確認! 最低賃金に関する特設サイト  
<http://www.saitetchingin.info/> 最低賃金制度



最低賃金に関するお問い合わせは茨城労働局または最寄りの労働基準監督署へ  
茨城労働局ホームページアドレス <https://jsite.mhlw.go.jp/baraki-roudoukyoku/>

中小企業事業者の皆さんへ

最大600万円を助成

業務改善  
助成金

賃金引上げを支援する助成金を  
積極的に利用しましょう。

賃金引上げにお悩みの方は働き方改革推進支援センターにご相談ください。

詳しくはこちら [業務改善助成金](#) [検索](#)

働き方改革  
推進支援資金

日本政策金融公庫では、事業場内最低賃金の引上げに取り組む者に対して、  
設備資金や運転資金の融資を行っています。

詳しくはこちら [働き方改革推進支援資金](#) [検索](#)

